

## 令和4年度 認可外の居宅訪問型保育事業者に対する集団指導の実施結果について

### 1 実施概要

区内の居宅訪問型の認可外保育事業者に対し、以下の内容で集団指導を実施した。

- ・ YouTube 板橋区公式チャンネルにアップロードした動画の視聴
- ・ 板橋区認可外保育施設指導監督基準への適合調査（自己点検シートの提出）

### 2 板橋区認可外保育施設指導監督基準への適合調査結果（自己点検シートの提出状況）

個人事業者 108 名、法人事業者 4 法人に対し、集団指導の実施通知を発送した。自己点検シートの返送状況については下表のとおりであった。

	個人	法人	
対象事業者	108	4	
回答	29	4	
	(要改善項目なし)	12	2
	(要改善項目あり)	17	2
通知後に廃止事実を確認	10	0	
廃止予定	3	0	
通知後に休止事実を確認	3	0	
通知不達	19	0	
未回答	44	0	

### 3 主な要改善項目

下表は、板橋区認可外保育施設指導監督基準に適合していなかった項目について、該当事業者数が多い順に並べたものである。これらの項目については、改善を図るよう促している。

要改善項目	件数
事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう実技講習を定期的に受講していない。	8
児童等の個人情報を保管するキャビネットや事業運営に使用する情報機器等を設置するための事務スペースが事業者の事務所内に設けられていない。	7
施設及びサービスに関する内容について、書面での掲示が全くない、もしくは不十分である。	6
実技的な救命講習の修了証の写しが提出されなかった。	6
火災、地震等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしていない。	4
保育に従事する者が、保育士、看護師、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（子育て支援員研修）の修了者ではない。	3
健康診断を1年に1回受診していない。	2
資格者証、もしくは研修修了証の写しが提出されなかった。	2
乳幼児利用記録並びに契約内容等の書類等が整備されていない。	2
利用者と契約を交わす際に、契約内容の書面等による交付を全く行っていない、もしくは不十分である。	2
調理・調乳を行う際の検便が実施されていない。	1
賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	1
非常災害発生時における対処方法等について定めたマニュアルが整備されていない。	1
保育に従事する者に関する研修を受講していない。	1
保育に従事する者の資格について、区の基準上准看護師は認められていない。	1
保育に当たっての基本姿勢（人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルを整備していない。また、研修計画を策定していない。	1
保育中の安全確保に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。また保育従事者に対し、実技的な救命講習を受講させていない。	1